

消防団の活動に係る支援の充実を求める意見書

消防団は、火災、地震等の災害時には、現場において消火活動や救助活動等に当たり、地域住民の安心・安全の確保のために大きな役割を果たしている。

少子高齢化等による団員数の減少、団員の平均年齢の上昇がみられる一方で、災害の多発化・激甚化により消防団員の負担は増加しており、消防団を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況の中、国は、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、団員の処遇改善に向けた通知を各自治体に出されたところである。

しかし、普通交付税の消防費は、標準団体行政規模として人口 10 万人当たり 583 人を標準団員数として算定しているが、広大な面積を有する本市のような自治体（1030.75km²）では、標準団員数による活動では十分な災害対応活動を行うことができないのが実態である。

「消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律」における「地域防災力の充実強化」には、本市のような中山間地域においては、現状程度の団員数の確保は不可欠である。

平成 30 年の多発広域化した豪雨災害の際には、標準団員数を大幅に上回る市の消防団が、危険箇所の警戒や避難誘導、避難所の運営補助等に至るまで行い、市民の安心・安全に大きく寄与した。

また、特別交付税については、消防団員が前年に対して増加又は標準団員数の 2 倍以上有する市町村に対し、普通交付税の措置額を超える分の 2 分の 1 が措置されているが、実態に見合った交付税措置等がされていないことから、大きな負担が生じている状況である。

そこで、本市においても「消防団員の処遇改善」に向けて検討を行っているが、国においても、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図るため、普通交付税の算定方法の改善や特別交付税の更なる拡充など、市町村の実情に応じた一層の財政支援を行うことを強く求める。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
消防庁長官